

平成27年

9

No.556

広報

まつぶし

自主防災活動に
参加しよう！



松伏町
PRキャラクター
マッパー



▲松葉地区松葉連合自治会自主防災会の防災訓練で行われた消火訓練(保健センター)

今月の納期限

9月 30日(水)

納期限内に納付しましょう！

国民健康保険税3期・介護保険料3期・
後期高齢者医療保険料3期・保育料9月分

町税の休日・
夜間納税相談窓口

役場 本庁舎 1階 税務課

休日 9月27日(日) 午前9時～午後4時まで

夜間 9月10日(木) 午後8時まで

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税が
納付できます

松伏 見聞録

防災への取組み

9月1日は「防災の日」です。大正12年9月1日に関東大震災が起った日であることと、雑節の1つである「二百十日(立春から数えて210日目、台風が多いとされる)」の頃ということにちなみ、昭和35年に制定されました。

松伏町の過去の被災状況

明治43年8月の水害では、洪水により大落古利根川や庄内古川(中川)の堤防が決壊し、住宅や農作物に大打撃を受けました。

関東大震災の時は、松伏町内の各地で砂が噴出する液状化現象や、東京の火災による燃えかすが飛んでくるなどの被害をもたらしました。

昭和22年9月のカスリーン台風による被害の時は、「ゴー」という音とともに土煙を上げながら、あっという間に洪水が町内を飲み込みました。この洪水では多くの地域が水没し、避難生活は長い地区で1カ月にも及びました。

実際に大規模な災害が起こると…

道路の寸断・通信手段の混乱・同時多発の火災などで、消防や警察などが同時に全ての現場に向かうことはできません。

そのような事態に備え、自らの身を自分で守る「自助」、そして自分達の住んでいる地域を自分達で守る「共助」がとても大切です。

この「共助」として具体的に活動しているものに自主防災組織というものがあります。

自主防災組織とは？

松伏町においては、現在17の自主防災組織が設立されています。

平常時の活動内容

- ①防災知識の普及啓発
- ②防災訓練や地域の防災安全点検
- ③防災資機材の備蓄
- …など

いざ災害が起きたら

- ①負傷者の救出・救護
- ②初期消火活動
- ③住民の避難誘導・避難所の運営
- …など

お住まいの地域に自主防災組織が設立されている方は、積極的に自主防災活動に参加し、「災害に強い町」をつくりあげましょう。もしお住まいの地域に自主防災組織が設立されているか分からぬ場合は、自治会などに確認してみてください。設立されていない場合は、ぜひ地域の皆さんで設立し、災害に備えましょう。自主防災組織には、町から防災資機材の貸与、運営補助金の支給を行っています。設立については総務課庶務防災担当(☎991-1983)へご相談ください。



▲明治43年の水害の時の地域住民による古利根川堤防修復工事(寿橋近辺)



▲カスリーン台風により軒下まで水没した家屋(大川戸地区)



▲松葉地区松葉連合自治会自主防災会の防災訓練

休日証明書等交付窓口

日 時/9月13日(日)、27日(日)
いずれも午前9時～午後1時
場 所/役場本庁舎1階 住民ほけん課
証明書等/住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書
問 合 セ/パスポート受取
住民ほけん課 ☎991-1866

総人口と世帯 火災・救急・交通事故

人口/3万441人(前月比16人減)
男/1万5,384人 女/1万5,057人
世帯数/1万1,672世帯(8月1日現在)
7月分 火災/1件(10件) 救急/92件(581件)
交通事故/56件(330件) 死者/0人(0人)
※()内は1月からの累計



広報まつぶし No.556 発行日: 平成27年9月1日

〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地 TEL 991-1898 (直通) FAX 991-7681 ※松伏町の市外局番は「048」です。
開庁時間: 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日及び祝日・年末年始を除く。閉庁時間は守衛室☎991-1900へ)。



※この広報紙は1部あたり約27円(印刷製本費)で作成されています。(再生紙を使用)

※この広報紙は目にやさしく読みやすいユビワーサルデザイン(UD)書体を使用しています。



町公式Twitter



町公式Facebook



マップーメール
(メール配信サービス)

